

【記載例】

○年○月○日

北海道労働委員会会長 様

郵便番号 000-0000
所在地 札幌市○○区○○条○丁目○番○号
申立人 名 称 北海道工業労働組合
代表者職氏名 執行委員長 甲野 一郎
連絡先 電話 000-000-0000 FAX 000-000-0000

不当労働行為救済申立書

労働委員会規則第32条第1項の規定に基づき、次のとおり申し立てます。

記

1 申立人

上記のとおり

2 被申立人

郵便番号 000-0000
所在地 札幌市○○区○○条○丁目○番○号
名 称 北海道工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 北海道男
連絡先 電話 000-000-0000 FAX 000-000-0000

3 請求する救済の内容

(労働組合法第7条第1号(不利益取扱い)の例)

- (1) 被申立人は、甲野一郎に対する○年○月○日付け解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、解雇した日から原職に復帰するまでの間、同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

(労働組合法第7条第2号(団体交渉拒否)の例)

- (2) 被申立人は、申立人組合が、○年○月○日付けで申し入れた、賃上げ等についての団体交渉を拒否してはならない。

(労働組合法第7条第3号(支配・介入)の例)

- (3) 被申立人は、乙野次郎に対し、○○するなどして、申立人組合の運営に支配・介入してはならない。

(労働組合法第7条第4号(報復的不利益取扱い)の例)

- (4) 被申立人は、丙野三郎に対し、○○したことをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の掲示等を求める場合の例)

- (5) 被申立人は、次の内容の文書を縦1.5メートル、横1メートルの白紙にかい書で明瞭かつ紙面いっぱいに記載し、被申立人の正面玄関の見やすい場所に、本命令書写し交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない。

当社は、貴組合に対し、〇〇〇〇しました。

当社のこれらの行為は、北海道労働委員会において、労働組合法第7条第〇号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにします。

年 月 日 (掲示する初日を記載すること。)

北海道工業労働組合

執行委員長 甲野 一郎 様

北海道工業株式会社

代表取締役 北海道男

4 当事者

- (1) 被申立人会社は、肩書地に本社を置き、〇〇の製造・販売を業とする株式会社で、〇〇市に営業所を有している。従業員は本社が〇人、営業所が〇人である。
- (2) 申立人組合は、被申立人会社の従業員によって〇年〇月〇日に結成されたもので、組合員数は〇人である。
- また、結成と同時に上部団体である全国〇〇労働組合連合会北海道支部に加盟した。
- なお、被申立人会社には、当組合のほか、〇〇労働組合(組合員〇人)がある。

5 不当労働行為を構成する具体的事実

(労働組合法第7条第1号(不利益取扱い)の例)

- (1) 〇年〇月〇日、会社は、勤務不良を理由に、一方的に甲野一郎を解雇した。
- この解雇処分は、申立人組合の執行委員長である同人の活発な組合活動を嫌悪して行ったものである。
- 〇月〇日、〇〇〇〇は、〇〇〇〇において、〇〇〇〇に対し、〇〇〇〇した。

(労働組合法第7条第2号(団体交渉拒否)の例)

- (2) 〇年〇月〇日、組合は、賃上げ等について団体交渉を申し入れたが、会社は、〇〇〇〇として拒否した。
- 組合が申し入れた交渉事項は、いずれも組合員の労働条件に関することであり、会社の団体交渉拒否の理由は、正当な理由となり得ないものである。

(労働組合法第7条第3号(支配・介入)の例)

- (3) 〇年〇月〇日、乙野次郎は、会社の応接室に呼ばれ、〇〇〇〇専務取締役と面談した。その際、同専務は「なぜ組合に加入したのか」「組合を脱退する気はないか」などと発言し、申立人組合

からの脱退を勧めた。

同専務の発言は、会社の組合運営に対する介入であり、組合の弱体化を意図してなされたものである。

(労働組合法第7条第4号(報復的不利益取扱い)の例)

(4) ○年○月○日、会社は、突然一方的に、丙野三郎を廃車寸前の車に乗務替えをした。

これは、同人が北海道労働委員会の審問に証人として出頭し、証言したことに対する報復として行ったものである。

以上の事実は、労働組合法第7条第○号及び第○号に該当する不当労働行為である。

【記載要領】

- 1 申立人の「所在地」及び「名称」欄は、申立人が個人の場合は、「住所」及び「氏名」を記載し、申立人の「代表者職氏名」欄は空欄としてください。
- 2 「請求する救済の内容」欄には、労働委員会から被申立人に対して、どのような救済命令を出してもらいたいかを具体的かつ簡潔に箇条書きで記載してください。
- 3 「当事者」欄には、申立人については組合の結成年月日、組合員数、上部団体名、会社の他組合、その組合員数等を、被申立人については設立年月日、事業内容、事業所の設置状況、従業員数等を明確に記載してください。
- 4 「不当労働行為を構成する具体的事実」欄には、請求する救済内容の原因となった事実について、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、何をしたか」を具体的かつ明確に記載してください。
- 5 申立書は、A4判縦長横書きで作成し、7部(正本1部、副本1部(相手方当事者の数が1増すごとに、副本1部を加える。))及び写し5部)提出してください。
- 6 救済を受けるためには、別途「労働組合資格審査申請書」を提出し、労働組合の資格審査を受ける必要があります。
- 7 代理人による申立ては、できません。